

和光市市民協働推進センターホームページ管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、情報発信の一環としてインターネット上に掲載する和光市市民協働推進センター（以下「センター」という。）が運営するホームページ（以下「HP」という。）に関する管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 HPの名称は、「@わこらぼ」とする。また、ユーザー名は、「wakokyodo」とする。

(管理運用)

第3条 HPの管理については、市民活動推進課長が行うものとする。

2 HPの運用については、市民活動推進課協働推進担当職員及び協働推進員が行うものとする。

3 市民活動推進課長は、HPに前条第2項に規定する内容があると判断したときは、当該HPの内容について責任を負う者に改善を求め、又はリンクを切断させる等の措置を講ずることができる。

(内容)

第4条 HPの内容は、和光市の市民活動及び協働の推進にふさわしいものであって、公共性、中立性、正確性、適切性及び最新情報の提供に配慮しなければならない。

2 HPには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 著作権、出版権、肖像権又は商標権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) その他市民活動及び協働を推進する上で不適切と認められるもの

(更新手順)

第5条 HPの内容を更新する場合は、原則として市民活動推進課長の決裁を得ることとする。

(セキュリティの確保方法)

第6条 パスワードは、管理責任者及び運用者以外に漏れないよう厳重に管理し、人事異動等により管理責任者及び運用者が変わった場合は、必ずパスワードの変更を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、HPの管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

付則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この規程は、令和元年9月5日から適用する。